

東京昭和国際学院 学則

第1章 総則

(機関の理念と目的)

第1条

【理念】

本校は、日本の地域、社会であらゆる人々と日本語で共生し、日本社会の発展に寄与する人材の育成を目指す。日本で高度な知識、技術を学び、母国の発展に貢献し、日本と母国の懸け橋となる人材を育成する。

【目的】

- 一 本校は大学、専門学校進学を目指す非漢字圏出身の学生を受け入れ、日本社会であらゆる人々と日本語で共生することができる人材を育てる。
- 二 大学、専門学校で高度な知識、技術と広い視野を身に付け、将来、日本社会の発展に寄与する人材を育てる。
- 三 日本で身に付けた知識、技術を母国の発展に活かすことにより、日本との友好関係を育む人材を育てる。

(機関の名称)

第2条 本校は、東京昭和国際学院という。

(組織)

第3条 本校には進学2年コース、進学1年6か月コースを置く。

(位置)

第4条 本校は、東京都八王子市南大沢2丁目220番地6に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、収容定員及びクラス数)

第5条 本校のコース、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	入学時期	収容定員	クラス数
進学2年コース	4月	60名	3クラス
進学1年6か月コース	10月	40名	2クラス
合計		100名	5クラス

(修業期間)

第6条 本校のコースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《4月期生》

4月に始まり、1学期間を6か月とし、全4学期からなる。

《10月期生》

10月に始まり、1学期間を6か月とし、全3学期からなる。

3. 1学期間の修業時間を400時間とし、次の表のとおりとする。

進学2年コース (1, 600時間)			
1学期	2学期	3学期	4学期
1年目4月～9月	1年目10月～3月	2年目4月～9月	2年目10月～3月
400時間	400時間	400時間	400時間

進学1年6か月コース (1, 200時間)		
1学期	2学期	3学期
1年目10月～3月	1年目4月～9月	2年目10月～3月
400時間	400時間	400時間

(授業日及び休業日)

第7条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2. 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春期休業：3月下旬から4月上旬まで
- (4) 梅雨休業：6月下旬
- (5) 夏期休業：8月1日から8月20日まで
- (6) 秋期休業：9月下旬から10月上旬まで
- (7) 冬期休業：12月21日から1月5日まで

3. 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次に定める。

午前クラス：9時00分から12時30分まで

午後クラス：13時00分から16時30分まで

2. 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3 教育課程

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の表の項の第一欄に掲げる日本語教育課程に進学2年コースと進学1年6か月コースを置き、修業期間、目標とする日本語能力のレベル（「日本語教育参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル及び単位時数はそれぞれ以下の表に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	レベル	単位時間数 (1単位時間 = 45分)
進学 2年コース	2年	B2	60人	初級 (A1～A2)	240単位時間
				初中級 (A2～B1)	480単位時間
				中級 (B1～B2)	600単位時間
				中上級 (B2)	280単位時間
進学 1年6か月 コース	1年 6か月	B1～B2	40人	初級 (A1～A2)	200単位時間
				初中級 (A2～B1)	400単位時間
				中級 (B1～B2)	600単位時間

(クラス編成)

第10条 クラスは20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、総合日本語の各科目「聴解」「読解」「会話（やりとり）」「会話（発表）」「作文」「文字語彙・文法」について、期末試験、中間試験及び復習の評価により総合的に判定する。

2. 前項の評価は、次のとおり A. B. C. D. F の 5 段階評価とする。

- A 80点以上
- B 70点以上
- C 60点以上
- D 59点以下
- F 未受験

3. 第2項の評価における A、B、C は合格とし、D は補講後再試験を行い、合格した場合 C 評価とする。
F は追試験を行う。

(修了認定)

第12条 本校において在籍期間通算の出席率が 80%以上（進学2年コースは1280単位時間以上、進学1年6か月コースは960時間以上）で、全ての科目で C レベル以上の成績を修めた者において、当該課程の修了を認める。

2. 校長は本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
3. 上記の条件に当てはまらないが、各科目合格者に対しては、科目修了証書を授与する。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第13条 本校に次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 主任教員 1名
 - (3) 日本語本務等教員 3名以上
 - (4) 日本語教員（本務等教員を除く） 1名以上
 - (5) 事務統括責任者 1名
 - (6) 事務職員（事務統括責任者を除く） 1名以上
 - (7) 生活指導担当者 3名以上（兼務者を含む）
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(校長)

第14条 校長は本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第15条 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。

(教職員会議)

第16条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

- 2. 教職員会議は校長が主宰する。
- 3. 教員会議は主任教員が主宰する。

第6章 在籍等及び賞罰

(入学資格)

第17条 本校への入学資格は、原則として次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 非漢字圏出身で、大学または専門学校進学を目指す者。
- (2) 母国あるいは外国において、12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者、または修了する見込みのある者
- (3) 年齢が18歳以上かつ心身ともに健康で日本の法律を遵守し眞面目に学習する者
- (4) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (5) 信頼のにおける財政保証兼身元保証人を有する者
- (6) 進学2年コースに入学予定の場合は、日本語能力試験N5（参照枠A1）相当以上の日本語能力がある者
- (7) 進学1年6か月コースに入学予定の場合は、日本語能力試験N4（参照枠A2）相当以上の日本語能力がある者

(入学時期)

第18条 本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第19条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第26条に定める入学金及び必要な書類を添えて、申請学期の入学手続をしなければならない。

(休学・復学)

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第21条 本校から転学を希望する者は、校長にその旨を届け出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

2. 災害などで開校できない場合、本校は学生を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(在籍の終了)

第23条 進学2年コースまたは進学1年6か月コースを修了した者は、在籍を終えることとする。

(褒賞)

第24条 校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第25条 学生が本校の学則その他本校の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が不良な者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
- (5) その他校長が必要であると認めた者

第7章 学生納付金

(学生納付金)

第26条 本校の学生納付金は、以下の表に掲げるとおりとする。

コース名		入学 検定料	入学金	授業料	教材費	施設費	保険料	合計(税込)
進学2年コース	1年目	30,000円	50,000円	720,000円	40,000円	40,000円	10,000円	890,000円
	2年目			720,000円	40,000円	40,000円	10,000円	810,000円
進学1年 6か月コース	1年目	30,000円	50,000円	720,000円	40,000円	40,000円	10,000円	890,000円
	2年目			360,000円	20,000円	20,000円	5,000円	405,000円

(納入)

第27条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生の授業料等は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料等の免除は行わないものとする。

3. いかなる理由でも休学した場合、授業料等の免除は行わないものとする。

(滞納)

第28条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料等を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学処分を行うことができる。

(学生納付金の返還)

第29条 すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 在留資格認定証明書交付後、日本大使館または領事館で入国査証（ビザ）の発給が拒否された場合、または日本入国を拒否された場合は、入学検定料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。ただし、入学許可書の返却と査証が発給されなかつたことを確認できる書類、納付金の領収書などを提出できる場合に限る。
 - (2) 在留資格認定証明書交付後、入国査証申請を行わず、入学を辞退した場合、入学検定料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。ただし、入学許可書の返却と納付金の領収書などを提出できる場合に限る。
 - (3) 進学のため退学する場合、進学先の入学許可書を提出し、校長が認めた場合、退学届が受理された翌学期分の授業料から送金手数料を引いた金額を返金する。
2. 免責事項：天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責として、その分の授業料の返金は行わない。

第8章 雜則

(学生証)

第30条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、本校の学生であることを証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(住居)

第31条 本校が用意する住居については、下記の規定を定める。

- (1) 本校が借主となっている物件を住居として提供する。
- (2) 家賃に関しては、不動産業者との契約に従う。
- (3) ごみは午前8時までに定められた場所に出すこと。その際、地域のごみ捨てのルールに従うこと。
- (4) ペットを飼うこと、楽器の演奏は禁止する。午後9時以降は静かにすること。
- (5) 引っ越しをするときは、2か月以上前に学校事務職員に連絡すること。
- (6) その他、家主の定める規定に従うこと。

(健康診断)

第32条 本校に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年1回、実施する。

(細則)

第33条 本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

本学則は、令和8年4月1日から施行する。